

Title	社会政策研究と社会経済史学：岡田与好著「イギリス初期労働立法の歴史的展開」によせて
Sub Title	The study of social problems and socio-economic history : a review on the work of Mr. J. Okada
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.10 (1962. 10) ,p.925(67)- 935(77)
JaLC DOI	10.14991/001.19621001-0067
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19621001-0067">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19621001-0067</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- (注30) Süddeutschland, Bd. 2, SS. 20-22.
- (注31) Ibid., SS. 22-24, 30-31.
- (注32) Ibid., SS. 32-45.
- (注33) Ibid., SS. 70-76.
- (注34) Ibid., SS. 78-82.
- (注35) Ibid., SS. 83-85.
- (注36) Ibid., SS. 97-98.
- (注37) Ibid., S. 99.
- (注38) Ibid., SS. 100-101.
- (注39) Ibid., S. 104, SS. 116-117.
- (注40) Ibid., SS. 120-123.
- (注41) Ibid., S. 124.
- (注42) Ibid., SS. 133-134.
- (注43) Ibid., SS. 135-137.
- (注44) Ibid., SS. 137-141.
- (注45) Ibid., SS. 152-155.
- (注46) Ibid., SS. 157-159.
- (注47) Ibid., SS. 160-163.
- (注48) Ibid., SS. 196-199. Die städtische Siedlungen, SS. 195-202.
- (注49) Süddeutschland, Bd. 2, SS. 200-203, 208-211, Die städtische Siedlungen, SS. 189-191.
- (注50) Süddeutschland, Bd. 2, SS. 203-207, 211-219.
- (注51) Ibid., SS. 237-240.
- (注52) Ibid., SS. 241-243, 248-251.
- (注53) Ibid., SS. 244-248, 251-252.
- (注54) Ibid., SS. 304-305.
- (注55) Ibid., SS. 306-308, 312-315.
- (注56) Ibid., SS. 309-311.
- (注57) Ibid., S. 323.
- (注58) Ibid., S. 323.
- (注59) Ibid., SS. 323-324.
- (注60) Ibid., SS. 347-348.
- (注61) Ibid., SS. 349-350.
- (注62) Ibid., SS. 351-352.
- (注63) Ibid., SS. 363-365.
- (注64) Ibid., SS. 368-371.
- (注65) Ibid., SS. 366-368, 371-372.
- (注66) Ibid., SS. 410-414.
- (注67) Ibid., SS. 415-418, 424-426.
- (注68) Ibid., SS. 417-422, 426-446.
- (注69) Ibid., SS. 467-468.
- (注70) Ibid., SS. 468-471.
- (注71) Ibid., SS. 473-474.

研究ノート

社会政策研究と社会経済史学

——岡田与好著「イギリス初期労働立法の歴史的展開」によせて——

飯 田 鼎

最近、わが国の経済学関係の学会には目立って沈滞の症状があらわれはじめるといわれる<sup>1)</sup>。その原因はどこにあるのか、なぜ沈滞におちいらなければならなかったのか、その理由はいろいろあるうけれども、とくに重要と思われるものは、戦後十七年もたった今日、学界における「通説」ともいふべきものが、理論、歴史あるいは政策部門のそれぞれの領域に支配的な地歩を占め、ひとつの伝統的な重みをさえ感じさせるほどに固定化されつつあること、従ってそれぞれの部門の内部でこれらのいわばオーソドックスな学派や支配的な理論にたいして徹底的な批判を行うことが、従来の方法論をもってしては次第に困難になりつつあること、そして第二にはこれと関連するのであるが、各研究者のテーマが非常に広い範囲にわたって分散し、極度に分化してしまっているために、自己の専門とする領域に関する以外は、交流がなくなり、そのために「共通の広場」を見うしなっていることも指摘されなければならない。そしてわが

社会政策研究と社会経済史学

社会政策学会もその例外ではありえない。

昭和二四年、学会が再建される一年前、戦時中以来、社会政策論の定説として認められてきた大河内教授の理論にたいして、服部英太郎教授が放った鋭い批判は、やがて社会政策の本質をめぐる長いそして活発な論争の口火となったことはよく知られているが、当時わたくし自身は、研究室に入ったばかりで、社会政策研究については全く五里霧中の状態であったにもかかわらず、この論争に異常な感動を覚えたことを今でもはっきりと記憶している。論敵の大河内教授を呼ぶに、わざわざ「基本問題の著者」というような書き方をされた服部英太郎教授の難解ではあるが読みごたえのある文章は、たしかに若いわれわれに社会政策研究の重要性を改めて認識させずにはおかない迫力と説得力をもっていた。そしてこの論争の規模が次第に大きくなり、それへの参加者の数が、次第に多くなるとともに、いわゆる本質論争の論点は、社会政策論における生産力説としての大河内教授の理論のもつ弱点に集注され、それらが次第に明らかにされたのであるが、同時にその批判が、実にさまざまな視点か

ら大河内理論にたいしてむけられた結果、そしてさらにそれらの批判を通じて大河内理論を克服するという一貫した努力が不十分であったため、この論争そのものが何らの具体的な結論をみることなくして終熄してしまつたことは、まことに心残りといわなければならぬ。

もちろんわたくしは、この論争が、第二次世界大戦後のわが国における社会政策研究において果した積極的な意義を毫も否定するものではない。しかしそれにもかかわらず、この論争が中途半端なものに終つて了つた結果として、社会政策の理論的な研究をより一層発展させるために、どのような努力が払われるべきかという新鮮な問題提起が効果的になされなかつたということ、従つて大河内教授の理論をめぐつて、実にさまざまな視角からの批判がなされたにもかかわらず、たんなる批判にとどまつてしまつて、方法的に一步前進させるのに貢献したとしても、少くともそれらの多くの批判を素材とし、それらの基盤の上に立つて、大河内理論をも含めて従来までの社会政策論を再検討し、理論的に再構成するというような努力が払われなかつたし、またそのような画期的な業績もあらわれなかつたことは、遺憾ながら事実として認めないわけにはゆかないであらう。これは、何故であらうか。

ひとつには歴史的な検証の姿勢が、社会政策学会の人々のなかに、欠けていたことであり、とくに各国の社会政策史、その根底にあるものともいふべき労働者階級の状態にかんする実証的な研究があまりにも不十分であつたためではなかつたらうか。大河内教授

にたいする批判者の理論が多く依拠しているものは、マルクス「資本論」における第三篇絶対的剰余価値の生産、とくに第八章労働日そのなかでも十九世紀初頭のイギリス工場立法にかんする叙述と、いわゆる本源的蓄積と題する第二十四章とである。

ところでこのような「資本論」への全面的な傾倒は、却つて社会政策理論の新しい発展の礎石ともいふべき歴史的な視角の欠如、とりわけ、いわゆるブルジョアの経済史家と呼ばれた人々の業績、まさに現代実証史学のゆたかな成果を無視する、もしくはとりいれることを怠るという結果を生み出したのであつて、このことはたんに社会政策研究における問題意識にかかわるにとどまらず、社会政策の理論的な研究の深化をも妨げたことは否定できない。岡田与好氏の最近の労作「イギリス初期工場立法の歴史的展開」は、社会政策研究者たちが、かつてはなばなしかつた社会政策の本質論争の、その予定せられるべき前提として考えてきた賃労働の形成過程の把握において、いかに独断的且つ公式的であつたかを、明快な論理と厳密な史料の裏づけによつて実証しようとした力作である。

筆者は社会政策の研究に志してまだ日も浅く、社会政策学会の伝統的理論にたいする手きびしい批判の書である岡田氏の業績にたいして、責任ある回答を行う資格はないし、またそれを目的とするものでもない。ただ学会の一員として、社会政策の研究にとりかかればかりの筆者は、その途上において生ずる若干の疑問を、岡田氏の業績の公刊を機会に卒直に披瀝し、読者の批判を乞いたいたため

ある。と同時に、同じく社会政策研究者にむけられた社会経済史学者のきびしい批判にたいして謙虚に耳を傾け、社会政策研究の一層の発展のために資せんとするためにほかならない。

(1) といつても、筆者が直接に知っているのは、社会政策学会と経済学史学会のふたつにすぎないが、いずれも会員は五〇〇名をこえる大世帯であるにもかかわらず、大会の出席者が過半数にみえない。とくに前者の場合はまことにひどい。会費未納者が多いため、財政的にゆきづまつているのである。後者は経済理論学会の方に勢力が吸収されたという事情もあらうが、関東部会の如きは、会員二百数十名にもかかわらず、出席者は多くて十名内外、少いときは、実に五、六名という情ない有様である。このような慢性的な沈滞の症状は、すでに「経済セミナー」誌上などで、匿名の筆者によつてしばしば指摘されている。

(2) 「経済評論」昭和二十四年二月、三月、四月号参照。

(3) この点については、しばしば指摘されているところである。たとえば、小川喜一氏「イギリス社会政策史論」(有斐閣、昭和三六年)はしがき、および大前勘郎氏「英国労働政策史序説」(有斐閣、昭和三六年)はしがき、を参照。

(4) この意味では、風早八十二氏の業績はすでに古典的である。最近、森喜一氏の「日本労働者階級状態史」があらわれたが、隅谷教授の「日本賃労働史論」とともに注目に値するであらう。

著者岡田氏は、本書の「序」の冒頭においてつぎのようにべている。

「本書は何よりもまず批判の書である。批判は以下に見られるように主として、マルクス『資本論』第一篇第二十四章の叙述に無条件的に依存する、わが経済学界とくに社会政策学会の伝統的な「資本の原始的蓄積」論、賃労働制成立史論、とくに同章第三節に立脚するイギリス初期労働立法論に向けられる。マルクス時代以後——マルクス自身は当時の経済史研究の水準に立脚しており、彼の立論は当時の研究水準をほぼ正確に反映していることに注意せよ！——イギリス経済史、当面、イギリス初期労働立法、労働政策の研究は著しい発展をとげ、今日の研究水準においては、というより既に一九一〇年代以後は、前記第三節「十五世紀末以来の被収奪者に対する流血的立法。労賃圧下のための諸条令」の叙述は、根本的ともいふべき大幅な修正を要求されている。不幸にもわが経済学界では、マルクスの学説——イギリス経済史の研究史に即していえばロージャズの学説——に対する重要な諸批判はほとんど顧みられなかつた。少くとも、これらの批判において提示された諸史実を理論的に吟味する努力を怠つたといわねばならない。」

著者によれば、社会政策学会に共通してみられる理論的な欠陥は、わが国におけるイギリス社会経済史研究の諸成果、とくに戦時

下における大塚久雄教授の諸業績を起点として急速な発展をとげた実証史学研究の輝かしい成果をまったく無視し、もしくはこれらを社会政策研究のための貴重な財産として十分に利用することがなかつた点に、実は胚胎するところがあるのである。著者のこの問題についての関心は、社会政策研究者たちの、イギリス史を舞台とする賃労働成立史論が、もっぱらマルクスの「資本論」の叙述、イギリス経済史研究の歴史に即していえばソロルド・ロージャズの学説を無批判的にうけいれ、すでにロージャズの批判と克服の上に立って研究をおしすすめているわが国のイギリス経済史研究の現水準をほとんど反映していないという事情にかんがみ、十九世紀末以後の幾多の実証的研究成果を、原史料について再吟味しつつ、わが社会政策学会に支配的な「資本の原始的蓄積」論の誤謬を徹底的に暴露することであった。

著者はさらに、本書が、賃労働制の本源的形過程を確定しようとして企てられた研究成果の一部であり、従って通説の破壊的批判を通じて、賃労働史序説の序説としての地位をしめるものであることを強調されたのち、つぎのようにのべているのは、著者の意欲的な研究意図およびマルクス主義経済学研究所の将来の方向を示唆するものとして注目に値する。

「しかし、本書によって、読者は、賃労働制の本源的——世界史上本源的な——形成過程が、通説の主張するところとはかなり異なつたものであり、十七世紀のイギリス・ブルジョア革命が、賃労働制——資本主義の成立にとって決定的画期をなすことをほぼ了

解されるであらう。通説にみられるように、十五世紀から十八世紀にかけての約四世紀間を等質の時代とみなすことを排して、十七世紀のイギリス・ブルジョア革命の賃労働制成立史における画期的意義を、いいかえれば、この変革のまさにブルジョア的なゆえんを明示することが、本書の主体の一つである。かかるものとして本書が、わが国の経済史研究のみならず、政策論、さらにひろく「マルクス経済学」の発展に多少なりとも寄与することを心から希求するものである。」

一般に政策学が社会科学としての生誕をみたのは、今世紀初頭のドイツにおいてであったといわれるが、その背後には、経済学の理論的分野におけるいちじるしい発展と新歴史学派にたいするきびしい批判が前提とされていたわけであった。けだし政策学とりわけ社会政策学は、経済学の原理論と社会経済史学の双方に、その理論の基礎的部分を負わざるをえないのであって、もしそうだとすれば、われわれ社会政策の研究者にたいして、経済史学者の側からよせられた批判を充分吟味する必要があるし、これを契機として社会政策研究者の側からも経済史研究方法にかんして、日頃考えてきた問題を提出することも無駄ではなからう。

著者はまず序論において、つぎのように問題を提出される。

(一) 社会政策学会の伝統的理論によれば、資本論の叙述に忠実に、イギリス初期労働立法の開始期(十四世紀中期)以来、産業革命期までの労働者は、ほとんど一様に近代的賃労働者としての適性をもたない「貧民」であり、「怠けもの」であり、「浮浪者」

であるとなされ、初期労働立法は、これらの「貧民」——「怠けもの」——「浮浪者」を近代的労働者として陶冶し、資本のもとへ従属せしめるための、「労働力に対する資本の露わな意図」を示す「残虐立法」と規定された。そして産業革命前の労働問題は、それゆえ、近代的労働力の創出、陶冶の問題であり、産業革命期以降のそれと異なることが強調された。著者によれば、このような主張は、十四世紀中葉から十八世紀に至るまでの四世紀有余の過程を等質なものとみなしているというのである。

(二) つぎに著者によれば、初期労働立法の歴史という観点から時代区分をすれば、「労働者規制法」Statutes of Labourers (一三三四年起) 段階と、「職人規制法」または「徒弟規制法」Statute of Artificers or Statute of Apprentices (一五六三年起) 段階とが区分される。前者は「マナーの崩壊」——「人民の富」の成立(——独立小商品生産の一般的成立)の段階に照応し、後者は前者を歴史的な前提とする、いわゆる「本来的マニファクチュア時代」(eigentliche Manufakturperiode)に照応する。こうした段階的差異を無視して、産業革命期以前の労働問題を一色に塗りつぶし、初期労働政策に独断的性格規定を与えることは許されないというのであって、とくに絶対主義の完成と崩壊の時期に照応する「職人規制法」が最終的に廃止されたのは、一八一四年であったという事実から、絶対主義の打倒を目的とした市民革命を中にはさんで、この職人規制法がこの市民革命との関連において、どのように把握されるべきかということである。

そこで著者は本書第一章において、「マナー制度の崩壊」——独立小商品生産の一般的成立に照応するものとして、「労働者規制法」(一三三四年のいわゆる「労働者勅令」と、一三三五年の国会制定法第二号の兩者をさす)をとりあげ、イギリス経済史学の通説(B. Putnam, The Enforcement of the Statutes of Labourers during the first Decade after the Black Death, 1349—1359, 1908)を基礎とするE. リンソンの見解によれば、「労働者規制法」は農奴制に重大な打撃を与えたとか、マナー体制の解体に何らかの顕著な貢献をなしたという見解には根拠がないように思われるし、「労働者規制法」が問題とされるのは、資本の原始的蓄積との関係ではなく、それと農奴制——「マナー体制」の解体との関係が問題とされ、しかも「労働者規制法」は、農奴制とは基本的に矛盾するものではなく、むしろそれは、農奴制の動揺期における、旧来の封建領主の対応策とみなさるべきことが指摘されているというのである。

問題の焦点は、十四世紀から十八世紀の産業革命期までのイギリス経済社会内部における資本制々度の形成の過程は必ずしも直線的な経過を辿つたものではなく、むしろ歴史の発展は、全体として封建体制——農奴制——マナー体制の崩壊の方向をとりながらも、しかもなお農奴制の危機の時期においては、その復活強化という領主によるいわゆる「封建反動」の政策がとられたということ、そしてその意味では、労働者規制法はむしろ「資本のための原始的蓄積」のための政策であるよりは、農奴制崩壊期における旧来の封建領主の対応策、すなわち封建的土地所有のための政策として規定されるとい

うことである。

「労働者規制法」を、資本のための原始的蓄積のための政策とする社会政策学会の規定にたいして、ソヴェートの歴史学者、E・コスミンスキーのこれにたいする評価は、それが封建的・農奴体制の維持存続という反動的側面をもち、そういう意図の反映でありながら、同時に賃労働の浸透による賦役労働の後退というブルジョア的性格が強調されているという点から、著者は、コスミンスキーの場合においても、資本の原始的蓄積の政策というよりは、「資本家的諸関係のその内部における発展を前提としながらも、ともかくも旧来の土地所有のための賃労働者規制立法」として把握され、注目すべきことは、労働者規制法が、賃労働者一般にたいする規制ではなく、農業労働者にたいする規制を中心としていることであって、問題はこの農業労働者の性格である。著者は、コスミンスキーの説を大塚久雄教授の主張をかりてつぎのように批判する。

すなわち、コスミンスキーによれば、労働者規制法にみられる封建的傾向は、土地所有の基盤の変化——資本家的諸関係の発展、従って旧来の封建的土地所有者の資本家への転化の反映であり、それと結びついているというのにたいし、大塚教授は、つぎの諸点で反論を提起されたというのである。それは、労働者規制法による最高賃金制の規定を通じて領主側が意図したところのものは、近代化の方向ではなく、逆に危機に類しつつあった封建体制を再建・再編成することにあつたのであり、その意味では反動的なものであつたこと。それゆえ、賃金労働者の雇用という事実も、その当時におい

ても、完全に資本主義的性格のものではありえないという点である。すなわち著者は、コスミンスキーへの批判を通じて、つぎのように結論する。「かくて、十三世紀来の、とくに中・小所領を中心とする、土地所有者のもとでの、いわゆる資本家的発展と、十六世紀以降のイギリス資本主義の本格的発展との間には明確な断層がある、といわねばならない」と。(二二頁)

要するに、「労働者規制法」の対処しようとした労働問題は、すぐれて農業労働者問題であり、封建的土地所有者にとっての農業労働力の不足の問題であつたといわなければならないし、十四・五世紀、即ち「労働者規制法」段階の労働問題は、政策主体の側からみれば、資本のために近代的労働力を創出し、陶冶するという問題ではなく、旧来の封建的土地所有者にとっての農業労働力の不足の問題であり、彼らのために、いかにして低賃金労働を確保するかという問題であつた(三四―三七頁)。ことを強調しつつ、著者は、一三四九―一五一年の「労働者規制法」の歴史的意義について、更めてつぎのように要約する。「1」「労働者規制法」の推進勢力のうちに、イギリス近代資本主義形成の推進主体を見出しえないし、「2」この推進勢力にとつての当時の労働問題は、封建的土地所有者のもとへの賃労働者の隷属を維持・確保するという問題であり、「3」この時期の「浮浪者」は労働意欲なき、あわれな無産貧民ではなく、「労働者規制法」に反抗しつつ、高賃金を実現しようとする逞ましい労働者であつた、と。「4」そして「労働者規制法」は、何よりもまず、それが、全国的規模において、私的領主権力に代る国家権力機構を

通じて、農業労働力を確保しようとした点において、中世領主制土地所有の機構的危機の一般的表現(II)全国的規模での、この矛盾の現出として把握されねばならないというのである(三七頁)。

以上のように著者は、一三四九―一五一年の「労働者規制法」の対象としたところのものが、資本のための労働力の創出ではないことを指摘しつつ社会政策学会を批判するのであるが、さらに第二章において、一五六三年の「職人規制法」(The Statute of Artificers [the Statute of Apprentices])をも、「労働者規制法」と同様な役割を果たしたものであると主張する。

著者はまず、さきの一三四九―一五一年の労働者規制法と、それからまた十六世紀中期まで、すべてその名で呼ばれる労働諸立法は、エリザベスの治世第五年(一五六三年)に制定された職人規制法の第一条によって廃止されたところから、この職人規制法について、つぎのように問題を提起する。すなわち、(一)職人規制法は、エリザベス一世および初期スチュアート時代、即ちイギリス絶対主義の代表的労働立法としてのみならず、絶対王政の代表的産業規制立法として問題とされてきたこと。(二)つまり、その職人規制法は、その賃金条項が一八一三年に、徒弟条項が一八一四年に最終的に廃止されるまで存続したために、それは機械制大工業以前の初期資本主義の代表的な労働立法とされてきたこと。(三)ところで、著者によれば、この場合もそれは、社会政策学会の通説が主張するように、「労働力にたいする資本の露わな意図」を示すものではないということ。(四)つまり、著者によれば、社会政策学会の通説は、「1」「職人

規制法」が、絶対王政の単なる労働法(Labour code)ではなく、むしろ最も包括的な「産業規制法」(Industrial code)であることを無視していること、「2」それを、制定主体としての絶対王政の歴史的性格との関連において検討しようとしないうで、直ちに初期資本主義時代の、従って原蓄過程にある資本のための代表的立法とみなしていることが問題であること(四二頁)。著者は、ここでも、社会政策学会の通説の見解が、マルクス「資本論」第二篇第二十四章第三節、およびイギリス社会経済史学の先駆者T・ロージャズの祖述にすぎず、経済史学研究の現水準からして到底支持しがたいことを、R・H・トニーのロージャズ批判およびリブソンの説明を引用しつつ、つぎの諸点を力説する。「1」「職人規制法」による賃金規制は、資本主義の発展を促進したり、あるいはそのための楯となりうるようなものではなく、ともかくもそれを制限しようとするものであること、「2」そしてこのような国家的政策としての賃金規制は——とくに工業におけるそれは——産業革命を境としてではなく、市民革命を境として実質的意義を失ない、かくして市民革命が資本主義発展の転回点をなすこと。従って市民革命は資本主義の自由な発展の起点をなすものであり、市民革命を境として、「産業の自由放任」Laissez-faire in industry——より正確には「生産の自由」freedom of production——が「自由貿易」(free trade)——より厳密には「Toys free trade」——に対する制限と並行しつつ、実質的に確立するに至つたこと。「3」最後に、「職人規制法」が国会制定法(Statute)として十九世紀初頭まで存続しているということは、それが社会の現実的

法規範として機能しつづけたことを意味しないし、それがそのまま二世紀半余の現実の社会諸関係を表現しているとは考えられないというのである(四三―四四頁)。

以上にみる如く、著者は、十五・六世紀の労働立法は、資本主義発展の起点をなすものではなく、従って、職人規制法も、その前の労働者規制法と同じく、すぐれて「農本的な性格」のものであり、工業のためにではなく、農業のために労働力を確保するというところにその課題があること(五八頁)を、繰り返して強調しておられる。とくにその証拠として著者は、職人規制法は、エリザベス時代のものもろの社会・経済政策の一環であり、強制就労条項、労働契約条項、賃金条項、徒弟条項などから成っていると、そこから、それが単なる「労働法」ではなく、より包括的な「産業規制法」であること、先行諸立法との比較検討の結果明らかにしていることである(五九―六三頁)。

すなわちその結果として、一五六三年の職人規制法において、まず第一に、初期労働立法の強制就労「労働の義務」(duty of labour)の規定は、一貫して農業への就労を第一義的とし、工業のための雇用労働力の確保は、殆んど一せいで二次的にしか―顧慮されていないということ、労働契約条項の場合においては、それは一方において、就業機会創出政策と同時に他方治安維持政策であり、しかもとくに毛織物工業に関連することが注目されること、賃金条項については、イギリス初期労働立法の最高賃金制は、賃金法定制の形態をとるにせよ、賃金裁定制をとるにせよ、一三四九年以

るのである」と。かくして著者によれば、かかるものとしての絶対王政、あるいはその経済政策に、資本主義発展の推進的契機を見出すことは到底できないというのである。

そこで、われわれはさらに、第三章「職人規制法」の衰滅過程(一)、第四章「職人規制法」の衰滅過程(二)について、著者の主張を紹介しようとするのであるが、ここでもすでにみたように著者の論点は、絶対王政下の初期労働立法―一三四九―一五二一年の労働者規制法および一五六三年の職人規制法―が、資本のための賃労働創出のためではなく、むしろ逆に農業のために労働力を確保するための政策として作用したという視点によって貫かれている。著者は職人規制法の諸規定が、ブルジョア革命以後、変則となり、これが実施を要求した者こそ職人階級であったという事実から、つぎのようについて、「産業革命の進行期である十九世紀初頭に、『職人規制法』が最終的に廃止されるに至ったのは、『機械制工業の発達せる資本制産業過程の組織』が、『労働者に対する資本家の支配を確立』しつつある正にそのときに、『賃金圧下』に苦しむ労働者階級が、現実に『死せる法』であったこの『職人規制法』の諸規定を甦らせようとしたからであった」と(九二頁)。そしてさらに、初期労働立法の賃金規制が十八世紀における初期労働組合運動の要求としてとりあげられたとき、ブルジョア革命後のブルジョア権力は、労働組合を弾圧すると同時に、賃金規制そのものを一掃したというのである(九七頁)。

以上においてわれわれは、社会政策学会の初期労働立法における

来一貫して、農業労働力の不足を前提とする農業賃金の低下を、その中心課題としていたこと、従って立法主体にとって問題とされてくる工業労働者は、資本に対立する工業賃労働者ではなく、何よりも顧客としての雇用者に対立する―従ってその雇用関係は、それ自体としては搾取関係を含まない―農村的「独立的な手工業賃仕事人」であったこと、また徒弟条項においては、七年季徒弟制の規定は、全面的な「転職の禁止」を強制しようとするものであり、それによって、既存の都市手工業のために、徒弟資格制限規定と相まって、それぞれの業種における独占的地位を保証し、中世の特権都市の衰退と、安定した封建的農村の解体を阻止しようとしたことがのべられたのち(五九―八二頁)、著者は一五六三年の職人規制法について、つぎのように結論している。「ここでも―『労働者規制法』におけると同様『最高賃金制』のもので、雇用労働力の恒常的供給の確保という課題は、工業資本の利害に基づいてではなく、明らかに農業土地所有の利害に基づいて提起されており、工業面での低賃金労働者の確保という、資本制生産の発展のための不可欠の条件は、農業土地所有の利害の優越のもとに、その展開を阻止されさしている。かくして『職人規制法』は『労働者規制法』と同様、資本の原始的蓄積の暴力的槓杆をなすどころか逆に、正に客観的事実として、絶対王政の意図に反して進行しつつある資本の原蓄(より厳密にはその端緒的進行)過程―『職人規制法』の諸条項はこのことを反映している―を暴力的に抑止し、『農本主義』を基調として、旧体制を維持することを自己の中心的課題としてい

通説にたいする岡田氏の批判をみてきた。限られた余白で充分に紹介することができず、とくに、第三章以下はほとんどふれる余裕はないが、大体において著者のいわんとするところを把握したつもりである。そこでわれわれ社会政策研究者は、経済史家よりするこのような手きびしい批判にたいしてどのように答えるべきであろうか。またこの批判から何を学ぶべきであろうか。以下、結論としてこの問題についての筆者の卒直な見解をのべたいと思う。

三

〔一〕まず第一に、いわゆる「残虐立法」といわれる初期労働立法―とくにここでは一三四九―一五二一年の労働者条令および一五六三年の職人規制条令―にたいする評価として、著者は、それは社会政策学会の通説が主張するように、「労働にたいする資本の露わな意図」ではなく、むしろそれは、「すぐれて農業問題であり、封建的土地所有者にとっての農業労働力の不足に対処するための政策であったことは、いわゆる絶対主義体制が、封建的土地所有を支配階級とし、封建的搾取関係を前提とする限り、当然のことではなければならぬ。この点についてはわれわれは、著者の実証的にしてきわめて説得力に富む文章に圧倒されざるをえないが、ただひとつ気にかかることは、絶対主義政策にかんする著者の考え方である。

いうまでもなく、絶対主義は、封建的搾取関係を自己の前提として維持すると同時に、その反面、絶対主義の本質は、それが歴史的に一定の進歩的な開明的な役割を果すことをさまたげるものでは

ない。だとすれば、著者は、本書において絶対主義の反動的な側面だけを強調して、それが歴史的に果たした前進的な役割を全く否定してしまっているのではなからうか。もちろん著者は、絶対主義の時期を、「マナーの崩壊期」「本来的マニユファクチュア時代」と段階的にわけて、政策主体としての国家権力の相異を強調しているが、絶対主義の本質規定については何もふれていない。たとえば開き込み運動は、ここに更めていうまでもなく、絶対主義のもとで進行する農民層の階級分化の過程であり、ブルジョア革命への展望をつくり出すひとつの原動力であるが、これこそまさに王権や商業ブルジョアジーの主導のもとに促進される本源的蓄積の過程であることは否定できない。「開き込み」の主体は、基本的には近代的地主「ジエントリー」であったが、これは、封建時代に寄生することを次第にやめて、農業の近代的経営にすむために、共有地の開き込み「土地清掃」を行うのであって、絶対王政が「開き込み」を阻止しようと試みたのは、すでに絶対主義体制のなかで、近代的地主としてのジエントリーがそれへの批判者として登場しつつあったことを意味する。著者の場合、絶対王政「封建国家」として一面的に扱えられているため、絶対主義体制のもとで、「封建反動」を阻止する力としての「地主的改革派」「富農層」が、資本家の商人層を同盟者としてつことよって、農民の商品生産と農民分解をおしすすめるという前進的な方向が全く見失われてしまっているのではないだろうか。まさに「血と火の文字」をもって、人類の歴史に書き込まれたといわれる本源的蓄積の過程は、やはり絶対主義を、世界史的な展望のもと

において眺めるとき、はじめて正しく理解しようのであって、この点、著者は絶対主義をあまりにも固定的に考えすぎているのではないだろうか。

(二) つぎに近代的資本主義の画期としての十七世紀の市民革命の歴史の意義を、社会政策学会の通説が無視し、産業革命以前の労働問題を一律に塗りつぶすことよって、初期労働政策に独断的性格規定を与えたという批判は、まったくその通りであるといわなければならない。われわれは、十七世紀のブルジョア革命を画期とするイギリス賃労働史の研究を、マルクス「資本論」への一方的依拠からではなしに、ひろく近代実証史学のすぐれた諸成果を摂取することよって発展させなければならない。但し社会政策研究者を代表して云わせてもらうとすれば、こうした研究は、そもそも社会経済史学本来の仕事であり、課題であって、従来の社会経済史学には、「賃労働史」という視角からの問題への接近の態度が、むしろあまりにも欠けていたといえよう。歴史、理論および政策部門において、同じような問題がばらばらに追求されており、相互の間に他の部門の研究成果を十分に吸収し利用し合うという、真に学問的交流がうちたてられない限り、社会科学の進歩はありえないことを岡田氏の業績は痛切に訴えており、この点はまったく同感である。

(三) そこで最後に、社会政策学者から、社会経済史家へのひとつの提言がある。岡田氏の今回の業績は、厳密な史料の裏づけをもつてわれわれの歴史にたいする認識不足を叱咤し、歴史研究の重要性を更めて強く意識せしめた。ところで、社会政策を研究する者の側

からみれば、今回、岡田氏によって批判された諸点は、もし社会経済史学における研究が、イギリス賃労働史という形において、もっと進んでいたとすれば、少くともさげえたところの過誤であったろう。この意味では、日本の社会経済史学の側にも責任があると思う。そこでわれわれは、「賃労働の歴史」という視角において、おしすすめられる研究方法が、今後の社会経済史学において重要な役割をしめることを期待するものであるが、産業革命期もしくはそれ以前でとどまらずに、前進することを切に願うものである。「封建制から資本制への移行」をめぐる諸問題も、社会経済史学における世界的課題であるけれども、「自由競争的資本主義から独占資本主義へ」「帝国主義への移行」の時期もまた、社会経済史学の興味ある対象であつて悪いはずはなからうと思う。いなそれどころか社会政策の研究は、すぐれて独占資本主義下の「労働者階級の状態」にかかわるものである以上、経済史的研究は社会政策理論を深めるために、一層必要であるといわねばならない。社会政策研究の発展のためには、以上にのべたような意味において、われわれの社会経済史学への一層の関心と、社会経済史学者の側からの労働者階級の状態にかんする実証的研究に積極的にたち向おうとする姿勢とが、

両者の共同の広場のなかで結びつけられねばならないのではなからうか。

本書は、最近筆者が読んだもののなかで、もっとも印象深く感じたもののひとつである。かなり難解で専門的な本書を充分理解しえたとはいえないし、著者の云わんとするところを把握できなかったらみがあるかもしれない。最初の意図に反して、本書の紹介——それも部分的な——に終ってしまったことは、著者にたいしても申しわけなく感じている次第であるが、とにかく本書は、いやしくも社会政策研究者と称するすべての人が、一度は読むべきであるし、またそれに値するものであると思う。この小稿は、そうした社会政策研究者に加えられたはげしい批判に答えるというものでは到底ありえないが、一応、問題の整理という点で、少しでも役立つことを期待して発表した次第である。いずれ社会政策研究者の責任ある方々の間から、岡田氏の手きびしい批判にたいする回答が出ることを望みつつ、筆をおく次第である。

(一九六二・八・一四——深更)